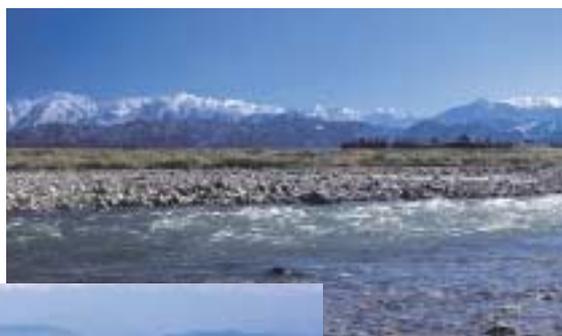


富山地域 合併協議会だより



(常虹の滝)



(常願寺川と立山連峰)



(白木峰)



(岩瀬浜)



(有峰)

身近な海や野山へ
「涼」を求めて。

目次

協議結果	2～9ページ
新市建設計画概要	10～15ページ
市町村合併講演会報告	16ページ
事務局通信	

新市建設計画(案)まとまる

合併後のまちづくりの指針となる新市建設計画(案)がまとまり、第14回協議会に提起されました。

計画では、「環境と創造のゆめ舞台～あふれる活力と豊かな自然を支えあう躍動のまち～」を将来像に、住民の皆さんの夢や希望の実現を目指します。

新市の議会議員は48人

合併の期日は4月1日に

第14回協議会で、「新市における議会議員の定数及び任期の取扱い」について、「初回の設置選挙に限り定数は48人とし、市域に5つの選挙区を設ける中選挙区制とする」調整方針が承認されました。また、第15回協議会において「新市の組織・機構、地域審議会、町・字名の取扱い」が提案され、合併協議は最終段階を迎えています。今後、富山地域合併協議会では、8月に予定している7市町村による合併協定調印のための調整作業を進めてまいります。

第14回協議会

5月27日、とやま自遊館で開催

出席委員＝49人

傍聴＝報道関係10社(10人) 一般(17人)

議案(正式協議)

- 平成15年度富山地域合併協議会事業報告及び歳入歳出決算について 確井監事より、平成15年度会計決算について、適正に処理されている旨の監査報告がありました。

- 平成16年度富山地域合併協議会補正予算(第1号)について 前年度繰越額を「新市へのスムーズな移行、地域住民の皆さんの不安解消」に向けた積極的な情報提供事業等に充当する旨の補正予算が承認されました。

- 協定項目5「財産(債務を含む)及び公の施設の取扱い」について

*地方債や基金などの関連事項の精査を求める意見等が出されたことから、継続審議となりました。

- 協定項目6「議会の議員の定数及び任期の取扱い」について

2項目について、次のとおり、調整方針が承認されました。

定数 46人とする。ただし、新市設置後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間(4年間に限り、48人とする)に相当する期間、4年間に限り、48人とする。

選挙区 新市の設置後最初に行われる選挙につき、5つの選挙区を設ける。選挙区の区域と各選挙区において選挙すべき定数は、富山市の区域を34人、大沢野町及び大山町の区域を5人、八尾町及び婦中町の区域を7人、山田村の区域を1人、細入村の区域を1人とする。なお、次回一般選挙では選挙区を廃止し、新市を1つの区域として選挙する。

- 協定項目7「特別職の職員の身分の取扱い」について

2項目について、次のとおり、調整方針が承認されました。

特別職の職員の設置、人数の任用 法令の定めるところに従い調整する。

特別職の職員の給料、報酬 合併時まで調整する。

なお、調整にあたっては、別途審議会等を設置する。

- 協定項目8「一般職の職員の身分の取扱い」について

3項目について、次のとおり、調整方針が承認されました。

7市町村の一般職の職員 すべて新市の職員として引き継ぐ。なお、職員数は、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。

職員の任免、勤務条件 人事管理、職員の処遇の適正化の観点から、統一する。

職員の給与 職員の処遇、給与の適正化の観点から、調整し統一を図るよう努める。

- 協定項目14「使用料・手数料等の取扱い(その4)」について

7項目について、次のとおり、調整方針が承認されました。

市民窓口関係手数料(主な内容の抜粋)

・戸籍謄本・抄本、戸籍記載事項証明等 現行のとおり、新市に引き継ぐ。



常勤の特別職の職員及び行政委員会委員等の新設合併時の取扱い

特別職の職員については、7市町村の法人格が消滅するため、合併の日の前日をもってその身分を失うことになります。このため、新市において新たに特別職の職員の選挙又は選任の必要があります。

職名	合併期日	50日以内		市長選挙	市長招集による議会
市長	失職	市長職務執行者(7市町村長であった者のうちからその協議で定める)			
助役					市長が議会の同意を得て選任
収入役		収入役職務代理者(市長職務執行者が選任)			市長が議会の同意を得て選任
地方公営企業管理者		市長職務執行者が任命 特例 管理者を置かない(権限は、市長職務執行者が行う)		市長が任命	
教育委員会委員		(暫定教育委員会) 市長職務執行者が7市町村の委員であった者から選任			市長が議会の同意を得て選任
選挙管理委員会委員		(暫定選挙管理委員会) 7市町村の委員であった者から互選により選任			議会において選挙
監査委員					市長が議会の同意を得て選任
公平委員会委員					市長が議会の同意を得て選任
固定資産評価審査委員会委員		(暫定固定資産評価審査委員会) 市長職務執行者が7市町村の委員であった者から選任		市長が7市町村の委員であった者から選任	市長が議会の同意を得て選任

職員定数・職員の平均年齢(平成16年4月1日現在)

富山市	大沢野町	大山町	八尾町
市長部局 2,280(2,505)	町長部局 161(165)	町長部局 118(124)	町長部局 200(207)
教育委員会事務局 473(556)	教育委員会事務局 45(48)	教育委員会事務局 10(13)	教育委員会事務局 44(47)
選挙管理委員会事務局 6(7)	選挙管理委員会事務局兼務1 1	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局兼務3 3
監査事務局 7(8)	監査事務局兼務3 3	監査事務局	監査事務局兼務1 1
農業委員会事務局 9(12)	農業委員会事務局兼務1 3(2)	農業委員会事務局 1(1)	農業委員会事務局兼務2 2
議会事務局 20(21)	議会事務局 3(3)	議会事務局 3(3)	議会事務局 3(3)
公営企業 183(218)	公営企業 5(5)	公営企業 3(4)	公営企業 5(7)
消防 319(339)	消防署 25(25)	消防 23(23)	固定資産評価審査委員会兼務1 1
計 3,297(3,666)	計 241(248)	学校以外の教育機関 6(6)	消防 25(26)
		町立学校 21(30)	計 277(290)
		計 185(204)	
派遣職員等 128	派遣職員等 8	派遣職員等 6	派遣職員等 4
平均年齢 42歳8月	平均年齢 42歳9月	平均年齢 41歳9月	平均年齢 41歳4月
婦中町	山田村	細入村	
町長部局 233(234)	村長部局 38(43)	村長部局 34(40)	合計: 4,429人 + 派遣職員151人 = 4,580人(4,871人)
教育委員会事務局 60(74)	教育委員会事務局 7(9)	教育委員会事務局 2(6)	
選挙管理委員会事務局併任10 10	選挙管理委員会事務局兼務1 1	選挙管理委員会事務局兼務3 3	
監査事務局 1(1)	監査事務局兼務1 1	監査事務局兼務3 3	
農業委員会事務局 3(3)	農業委員会事務局兼務1 1	農業委員会事務局兼務2 2	
議会事務局 3(3)	議会事務局兼務1 1	議会事務局兼務3 3	
公営企業 8(8)	公営企業 8(10)		
消防 32(32)	計 53(62)	計 36(46)	
計 340(355)			
派遣職員等 3	派遣職員等 1	派遣職員等 1	
平均年齢 40歳7月	平均年齢 42歳7月	平均年齢 38歳5月	

* 「派遣職員等」の欄には、条例に規定する定数外とする職員の数を記載。
 * 大沢野町 = 選挙管理委員会・監査委員会・農業委員会(1人)については、町長部局の一般職員を兼任せしめることができる。
 * 八尾町 = 選挙管理委員会・監査委員会・農業委員会・固定資産評価審査委員会については、町長部局の一般職員を兼任せしめることができる。
 * 山田村・細入村 = 選挙管理委員会・監査委員会・農業委員会・議会については、村長部局の一般職員を兼任せしめることができる。

- ・住民票・戸籍の附票の写し 富山市、婦中町の例により統合する。
- ・印鑑登録証 富山市の例により統合する。
- ・印鑑登録証明証、埋火葬証明 富山市、婦中町の例により統合する。
- ・税関係手数料(主な内容の抜粋)
 ・所得証明・納税証明等 富山市、婦中町の例により統合する。
 ・評価証明、公課証明等 富山市の例により統合する。
 ・保健所関係手数料(主な内容の抜粋)
 ・温泉利用許可、旅館業許可等 富山市の例により統合する。
 ・犬の登録 現行のとおり、新市に引き継ぐ。
 ・犬の予防接種 富山市の例により統合する。
 ・動物の飼養又は収容の許可 富山市、大沢野町、大山町、婦中町、細入村の例により統合する。
 ・食鳥処理業許可、診療所開設許可、医薬品販売業許可、飲食店の営業許可等 富山市の例により統合する。
- ・環境衛生関係手数料(主な内容の抜粋)
 ・し尿収集・運搬 現行のとおり、

- ・新市に引き継ぎ、合併後、5年を目途に一元化を図る。し尿処理施設に係る経費(処理手数料)は、当分の間、くみ取り手数料に算入しない。
- ・一般廃棄物収集運搬業許可、浄化槽清掃業者許可申請等 富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、細入村の例により統合する。
- ・産業廃棄物収集運搬業許可 富山市の例により統合する。

・**農林水産関係手数料(主な内容の抜粋)**

- ・耕作証明、現況証明、自作地証明等 富山市の例により統合する。
- ・農業集落排水使用料 現行のとおり、各市町村の料金体系を引き継ぎ、数年後に統一を図る。なお、受益者負担金は、現行のとおり、新市に引き継ぐ。
- ・漁港使用料・漁港占用料 現行のとおり、新市に引き継ぐ。

・**都市整備・建設関係手数料(主な内容の抜粋)**

- ・開発行為許可、建築物等確認申請 富山市の例により統合する。
- ・屋外広告物(はり紙、アドバルーン設置等)関係 現行のとおり、新市に引き継ぐ。

・**市町村営住宅の家賃**

家賃は国の基準に基づき定める。その算定の基になる利便性係数は、富山市の例により再編する。その結果、新市の家賃が従前の家賃を上回る場合は、平成17年度から21年度までの5力年度で段階的に調整する。



住民の声を代弁する議会関係委員

・**消防関係手数料(主な内容の抜粋)**

- ・危険物製造所・貯蔵所・取扱所設置(変更)許可等 富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町の例により統合する。
- ・救急証明・り災証明 富山市、婦中町の例により統合する。

【委員から出された意見等】

市民窓口関係の一部使用料・手数料について、地域によっては住民の負担増に繋がる事項もあることから、今後の協議に影響が出るのではないかと危惧する意見が出されましたが、「国が定めるモデル等も参考にしながら、様々な角度から検討した結果の結論であり、全体として受当な負担に落ち着けていきたい」旨の説明により、原案どおり調整方針が承認されました。

●協定項目16「補助金・交付金等の取扱い(その4)」について

補助金・交付金等は、各市町村において、各々の施策として各種団体に交付している現状があることから、制度の経緯や実情を踏まえ、かつ、新市の財政状況等にも配慮しながら、次の通り整理し取り扱う調整方針が承認されました。

合併時に統合・再編を図るもの

- ・**主な内容** 森林環境保全整備事業(3町村)、公・私立幼稚園の第3子以降保育料軽減事業(1市1町)、くみ減量化推進事業補助金(4町2村)、農業用廃プラ・廃農薬処理事業補助(1町)など
- ・**当面、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後調整を図るもの**

- ・**主な内容** 中心市街地活性化事業補助金(1市1町)、林道整備事業補助金(1町)、介護療養

型医療施設建設事業補助金(1町)、上下水道関係団体補助金(1町)、情報化推進事業補助金(1村)、克雪住宅普及事業補助金(1村)など
廃止予定のもの(経過措置等も含む)

- ・**主な内容** 特別養護老人ホーム建設助成事業(新規協議単独分)5市町、痴呆性高齢者支援団体事業費補助金(1市)など

●協定項目21・1「企画議会関係事業の取扱い(その2)」について

・**公社及び第三セクター等の取扱い** 7市町村が出資している公社、第三セクター等については、出捐・出資を問わず、すべて新市に引き継ぐ。ただし、合併の効果が最大限発揮できるよう、設立目的等を鑑み、統合整備を図るよう努める。

●協定項目21・7「農林水産関係事業の取扱い(その1)」について

11項目について、次のとおり、調整方針が承認されました。

- ・**農業振興地域整備計画** 現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に統一する。
- ・**農村環境計画** 現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に新たな計画を作成する。
- ・**市町村森林整備計画** 現行のとおり、新市に引き継ぐ。

・**都市農漁村交流促進対策事業** 現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。

・**水田転作助成金** 現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に各地域の特性を勘案し、再編する。

・**中山間地域等農業活性化支援事業** 現行のとおり、新市に引き継ぐ。

・**中山間地域等直接支払事業** 現行のとおり、新

農林水産関係事業における7市町村現況比較資料：抜粋

事業名	市町村森林整備計画の策定		中山間地域等直接支払事業		地域特産品振興対策事業
	計画名称	内容 計画期間	事業内容 対象者	要件等 交付単価(10a当たり)	
現況	富山市	富山市森林整備計画 地域森林計画の対象となっている民有林について、間伐、保育その他森林の整備に関する事項を定めた計画(5年ごとに10年間の計画を策定) H14.4.1~H24.3.31	該当なし		特産物開発育成対策事業費 ・特産物試作調査費(カラー、ジネンジョ、草島ネギ等の試作調査) ・特産物販路対策費など
	大沢野町	大沢野町森林整備計画 同上	中山間地域等において耕作放棄地の解消と多面的機能の確保を図るため集落協定組織に対して交付金を交付 ・急傾斜 5/100 ・緩傾斜 8 ・急傾斜21,000円 ・緩傾斜8,000円	112人	いちじく圃場管理事業
	大山町	大山町森林整備計画 同上	同上 ・急傾斜 5/100 ・緩傾斜 8 ・急傾斜 同上 ・緩傾斜 同上	40人	大山町特産品協議会 ・各種特産品イベント経費 ・大山町農林漁業祭開催費
	八尾町	八尾町森林整備計画 同上	同上 ・急傾斜 5/100 ・緩傾斜 8 ・急傾斜 同上 ・緩傾斜 同上	805人	該当なし
	婦中町	婦中町森林整備計画 同上	同上 ・急傾斜 5/100 ・緩傾斜 8 ・急傾斜 同上 ・緩傾斜 同上	167人	該当なし
	山田村	山田村森林整備計画 同上	同上 ・急傾斜 5/100 ・緩傾斜 8 ・急傾斜 同上 ・緩傾斜 同上	308人	・馬鈴薯の種子代助成 ・大根出荷組合への助成 ・村りんご園管理委託料 ・村りんご園圃場借上料
	細入村	細入村森林整備計画 同上	同上 ・急傾斜 5/100 ・緩傾斜 8 ・急傾斜 同上 ・緩傾斜 同上	169人	・らっきょう生産振興対策事業 ・らっきょう共同ほ場造成補助金 ・らっきょう出荷奨励補助金

市に引き継ぐ。
里地棚田保全整備事業
 現行のとおり、新市に引き継ぐ。
地域特産品振興対策事業
 現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。
農業集落排水事業の会計方式
 合併時、富山市の例により特別会計に統合する。
農業集落排水事業基本計画
 現行のとおり、新市に引き継ぐ。
【委員から出された意見等】
 市町村森林整備計画に関して、「現在のまま引き継ぐでは不十分である。現在問題となっている山の境界について、新市建設計画に盛り込むなど、対応を急いでもらいたい」との要望が出されましたが、「森林問題に限らず、各地域で抱えている問題は様々であり、個々具体的問題解決に努めることは行政の責務として当然の事である」と旨の説明により、原案どおり調整方針が承認されま

した。
 ● 協定項目21・9「建設関係事業の取扱い(その2)」について
 4項目について、次のとおり、調整方針が承認されました。
市町村道の路線認定・変更・廃止
 各市町村の認定道路は、現行のとおり新市に引き継ぐ。新市の認定基準は、合併時に富山市の例を基に調整する。
集落道、私道舗装補助事業
 補助制度については、合併時に再編する。
消雪施設・流雪溝等の維持管理
 現行のとおり、新市に引き継ぐ。なお、新市においては、新たな町内会(開発行為等)整備の施設は、引き取らないものとする。
消・融雪、流水施設単独整備及び町内消雪補助事業
 現在、計画中の工事は継続し、合併後に計画を見直す。町内消雪補助事業については、合併時に富山市の例を基に調整する。
 ● 協定項目21・11「上下水道関係事業の取扱い(その1)」について
 4項目について、次のとおり、調整方針が承認されました。
上下水道事業の会計方式
 合併時に「1事業1会計(企業会計)」に統一し、水道事業企業会計(簡易水道事業含む)、工業用水道事業企業会計、下水道事業企業会計の3会計とする。
水道事業計画
 合併時は、現計画を基本として事業を進め、合併後、新市において新たな経過を策定する。
下水道事業基本計画
 各処理区毎に基本計画を運用しているため、合併後も現計画を原則引き

継ぐものとする。

上下水道事業の財政計画 合併後、新市の事業

計画を基に新たな財政計画を策定する。

報告

●事務事業一元化の調整結果について

5月21日現在の進捗状況として、98・3%の事務

事業が協議済みである旨報告されました。

●第6回市町村建設計画策定委員会からの報告につ

いて（困み記事を参照）

第15回協議会

6月29日、富山国際会議場で開催

出席委員 43人

傍聴 報道関係10社15人 一般16人

議案（正式協議）

●協定項目5「財産（債務を含む）及び公の施設の

取扱い」について

「7市町村が所有する財産（債務を含む）及び公

の施設は、すべて

新市に引き継ぐも

のとする」旨の調

整方針が承認され

ました。

●協定項目21・3

「福祉保健関係事

業の取扱い（その

2）について

各種検診関係の取

扱いについて、次

のとおり、調整方

針が承認されまし

た。

●基本健康診査

（医療機関個別・

節目）合併時

に、富山市の例

により統合する。

選択検査におけ

る負担率は一般

30%、70歳以上

は10%とする。

ただし、町村における一般の集団検診の負担率

は、17年度は10%、18年度は20%とする。

●総合健康診査 合併時に、富山市の例により統

合する。

●基本健康診査（集団） 集団検診を実施している

町村については、地域の実情に応じて実施する。

・胃がん検診・肺がん検診（胸部X線検査・かく

たん細胞診検査）・乳がん検診・子宮がん検診

合併時に、富山市の例により統合する。負担

率は一般30%、70歳以上は10%とする。ただし、

町村における一般の集団検診の負担率は、17年

度は10%、18年度は20%とする。

●大腸がん検診 合併時に、富山市の例により統

合する。ただし、集団検診を実施している町村

においては、地域の実情に応じて実施する。負

担率は一般30%、70歳以上は10%とする。た

だし、町村における一般の集団検診の負担率は、

17年度は10%、18年度は20%とする。

【委員から出された意見等】

国民健康保険の基礎検診について、「受診率向上

と自己負担の関係」を問う意見が出されましたが、

「自分の健康は自分で守るを基本的な考え方とし、

自己負担の割合によって受診率が変動するとは一

概に言えない」との説明により原案どおり、承認

されました。

●協定項目21・5 環境関係事業の取扱い（その3）

について

3項目について、次のとおり、調整方針が承認さ

れました。

●集団回収活動推進事業 合併時に、富山市の例

により調整する。
●尿処理収集体制 現行のとおり、新市に引き

第6回市町村建設計画策定委員会

4月30日、富山国際会議場で開催
出席委員 = 16人
傍聴 = 報道関係7社（7人）
一般（6人）



議案

- 前回策定委員会での意見への対応等について
委員各位からの意見を、できる限り活かす形で、表現等は分かりやすく、「三位一体の改革」など刻々と変化する国の施策も盛り込む等の修正内容について協議し、『原案どおり』とする旨確認されました。
- 新市建設計画第5章第3節「富山県事業の推進」について
富山県が新市に対し予定している

事業、それらを実現するための取り組みを紹介する部分であり、表現のバラツキは止むを得ないが、「直轄道路」という表現は誤解が無いように「国の直轄道路」に修正する旨確認されました。

- 新市建設計画第6章「公共的施設の統合整備」について
- 新市建設計画第7章「財政計画」について
施設の統合整備に関して、身近な行政拠点として総合行政センターを設置する、また、基本的に小学校区単位にコミュニティセンターを配置することが盛り込まれ、財政計画も新市の財政運営の健全さが保てる内容が示されていることから、『原案どおり』とする旨確認されました。なお、具体的な施設の取扱いは、今後、新市において協議すべき事柄であることも確認されました。
- 新市建設計画全般について
今回協議した内容を踏まえ、5月の協議会に提起する旨確認されました。

福祉保健関係事業における7市町村現況比較資料：抜粋

事業名	基本健康診査（医療機関個別・節目）	総合健康診査	基本健康診査（集団）
富山市	対象者 40歳以上の国民健康保険の被保険者やその他健康保険加入者の家族等 負担金 ・一般診査 無 ・選択検査 有	・対象者 40歳の国民健康保険の被保険者やその他健康保険加入者の家族等	未実施
大沢野町	対象者 40歳以上の国民健康保険の被保険者やその他健康保険加入者の家族等 負担金 ・一般診査 無 ・選択検査 有	・対象者 年度内節目年齢者（40・45・50・55・60・65歳）	対象者 40歳以上の国民健康保険の被保険者やその他健康保険加入者の家族等 負担金 ・一般診査 無 ・選択検査 有
大山町	対象者 40歳以上（希望者は18歳以上）で、職場や医療機関において検診に相当する検査を受ける機会のない者 負担金 ・一般診査 無 ・選択検査 無	・対象者 40歳以上の者	対象者 40歳以上（希望者は18歳以上）で、職場や医療機関において検診に相当する検査を受ける機会のない者 負担金 ・一般診査 無 ・選択検査 無
八尾町	対象者 職場等で検診を受ける機会のない40歳以上の者 負担金 ・一般診査 無 ・選択検査 無	該当なし	対象者 職場等で検診を受ける機会のない40歳以上の者 負担金 ・一般診査 無 ・選択検査 無
婦中町	対象者 40歳以上の国民健康保険の被保険者やその他健康保険加入者の家族等 負担金 ・一般診査 無 ・選択検査 有	該当なし	未実施
山田村	対象者 40歳以上（希望者は18歳以上）で、職場や医療機関において検診に相当する検査を受ける機会のない者 負担金 ・一般診査 無 ・選択検査 無	・対象者 40歳に達した者とその配偶者、職場や医療機関において検診に相当する検査を受ける機会のない者	対象者 40歳以上（希望者は18歳以上）で、職場や医療機関において検診に相当する検査を受ける機会のない者 負担金 ・一般診査 無 ・選択検査 無
細入村	対象者 40歳以上（希望者は18歳以上）で、職場や医療機関において検診に相当する検査を受ける機会のない者 負担金 ・一般診査 無 ・選択検査 無	該当なし	対象者 40歳以上（希望者は18歳以上）で、職場や医療機関において検診に相当する検査を受ける機会のない者 負担金 ・一般診査 無 ・選択検査 無

環境関係事業における7市町村現況比較資料：抜粋

事業名	集団回収活動推進事業	し尿処理収集体制
富山市	・登録業者 20社 ・協力団体への報奨金 4円/kg ・回収業者への報奨金 0.5円/kg（雑誌のみ）	（財）富山市生活環境サービスへ委託
大沢野町	・登録業者 1社 ・協力団体への報奨金 7円/kg ・回収業者への報奨金 各団体から支払	許可業者 1社
大山町	・登録業者 なし ・協力団体への報奨費 7円/kg ・回収業者への報奨費 各団体から支払	許可業者 2社
八尾町	・登録業者 4社 ・協力団体への報奨費 5円/kg ・回収業者への報奨費 3円/kg	八尾衛生へ委託
婦中町	・登録業者 3社 ・協力団体への報奨費 4円/kg ・回収業者への報奨費 3.5円/kg（雑誌のみ）	許可業者2社 婦中町衛生センターから中央衛生処理組合への運搬業務は委託
山田村	該当なし	許可業者1社
細入村	該当なし	許可業者1社

続く。なお、浄化槽汚泥も同様の取扱いとする。
浄化槽清掃業の許可 合併時に、4町及び細入村の例により統合する。

● 協定項目21・6「農林水産関係事業の取扱い（その3）」について
 2項目について、次のとおり、調整方針が承認されました。

農業集落排水管理事業 現行のとおり、新市に引き継ぎ、現6町村の事務については、上下水道局に委託する。
農業集落排水普及促進・改造資金助成 合併時に再編する。

● 協定項目21・9「建設関係事業の取扱い（その3）」について
防災行政無線 現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後にシステムの見直しを図る。なお、合併時に暫定的に地域防災系による一元化を図る。

● 協定項目21・12「消防関係事業の取扱い（その2）」について
 2項目について、次のとおり、調整方針が承認されました。

消防団の名称・組織・定員 名称は富山市消防団とする。組織は1消防団方面団制とする。定員は現在の条約定数を合算したものとす。

消防団の管轄区域 消防団の管轄区域は新市全域とし、方面団の管轄区域は現消防団の区域とする。ただし、現富山市の方面団にあつては、現行のとおりとする。

● 協定項目24「新市建設計画」について
 ＊協定項目2「合併の期日」との関連から、合併年度変更に伴う財政計画への影響等について精査するため、次回協議会まで継続審議することになり

ました。

【委員から出された意見等】

主要事業について、「より具体的な事業名、事業費を表示することができないか」との意見が出されたことを受け、森会長より「事業は、新市が決定するものであり、現段階での表示が、これ以上具体的になると、難しい影響が出るものと思われる。協議会委員、策定委員会委員として、また、それぞれの立場から議論に参画した現状を踏まえ、新市での実現に向け努力していくことが我々に課せられた責務である」旨補足説明がありました。

報告

● 事務事業一元化の調整結果について
6月29日現在の進捗状況として、100%の事務事業が協議済みである旨報告されました。

第4回新市の名称等検討委員会

6月2日、とやま自遊館で開催

出席委員 10人

アドバイザー 大川公一 富山国際大学助教授

新市の組織・機構の取扱いについて

新市における組織及び機構については、「本庁のほか、地域の行政拠点となる総合行政センターを設置するなど、市民に分かりやすく、親しみのある組織となっている」ことから、原案どおり承認することとし、第15回協議会に報告することが確認されました。

【委員から出された意見等】

合併後も住民生活に急激な変化を及ぼさないよう配慮されており、かつ住民にとって分かりやすいものとなっている。



組織・機構について、アドバイザーを迎え、より多角的に検討が行われました

地域審議会をはじめとする住民と協働したまちづくりの体制など、新市としての一体性を図りながら、地域の自主性が発揮できるよう工夫されており、望ましいものとなっている。
今後、組織や業務の詳細が明確になった段階で、窓口サービス等について住民の皆さんへの周知に努められたい。

【大川アドバイザーからのコメント】

合併後も、『行政が身近にあるという感覚』は重要な要素である。そのことを踏まえて、総合行政センターの役割や機能について、今後も工夫・検討してほしい。

地域の自主性等を尊重したまちづくりを進める上でも、今後、更に「行政評価システム」の充実に図ってほしい。

地域の教育問題は、今後の大きな関心事であり、「教育は、自治体の基本的なサービスである」という観点から、教育行政センター機能の拡充を図ってほしい。

事務局通信

第15回合併協議会において、次の項目が提案されたことにより、合併協議会で議論すべき項目は全て提出されたこととなります。正式には、7月の第16回合併協議会で、その調整方針が承認されることとなりますが、その内容を紹介します。

● 協定項目2「合併の期日」

平成17年4月1日とする。

● 協定項目9「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」について

平成18年3月31日まで、現行の富山市を区域とする「富山地区農業委員会」と現行の大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、山田村及び細入村を区域とする「上婦負地区農業委員会」の2つの農業委員会を置く。

● 両委員会の選挙による委員の定数は、それぞれ24人とする。なお、設置期間終了後1つに統合される農業委員会の選挙による委員の定数は、40人とする。

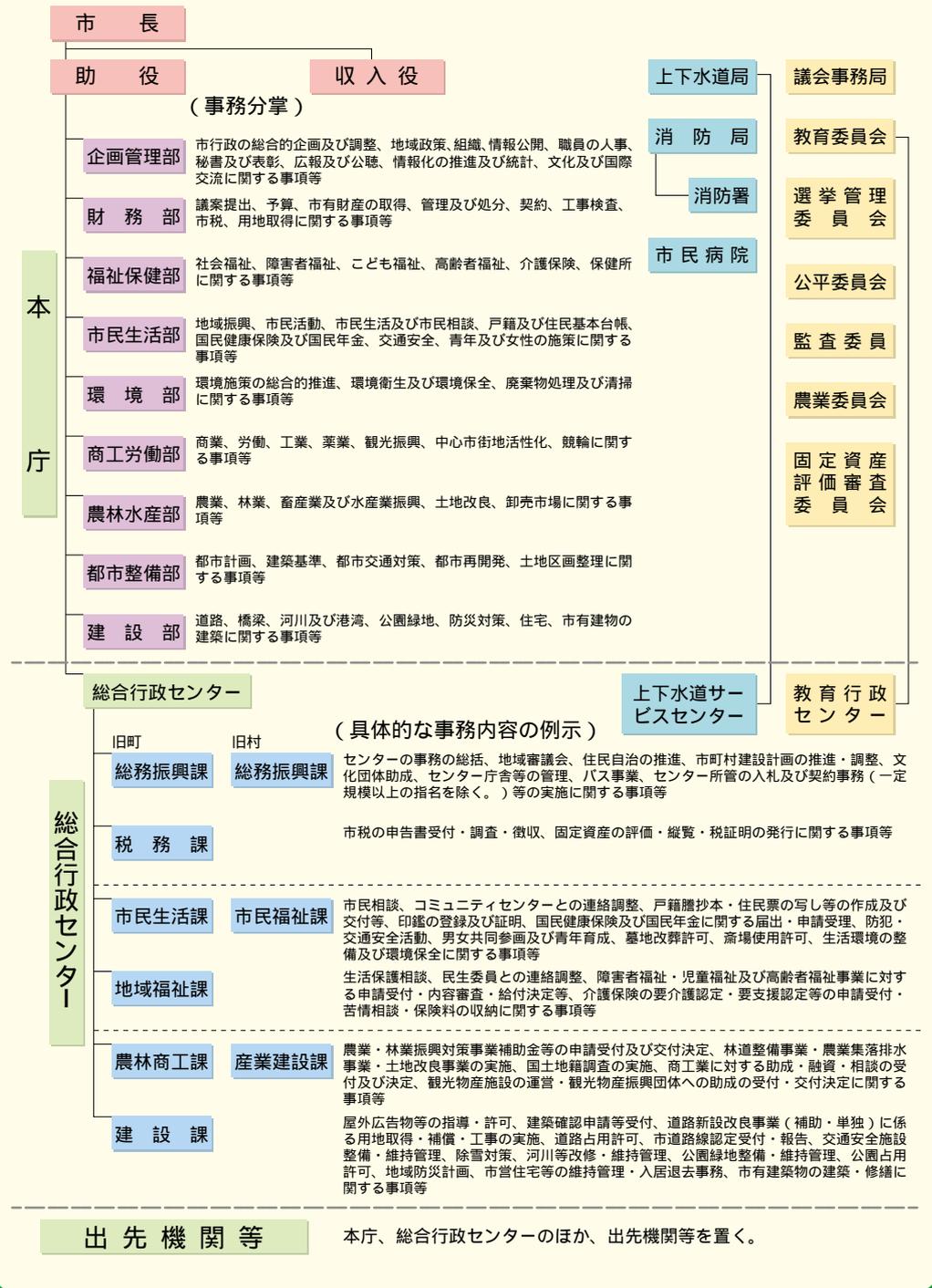
● 協定項目12「組織及び機構の取扱い」について(基本的事項)

本庁は、新市の事務所(現富山市役所)に置く。総合行政センターは、現6町村を単位とする区域ごとに設置し、現町村役場に置く。

本庁は、部制とし、新市全体に係る施策の立案・調整事務及び内部管理事務並びに現富山市域に關する事務を所掌する。

総合行政センターは、課制とし、これまで町村で行っていた業務については基本的に総合行政センターで引き続き行い、所管区域を対象とした地域振興事務を所掌する。

新市における行政組織の構想図



本庁及び出先機関等の組織の詳細については、合併時までには調整する。

●協定項目17「町・字名の取扱い」について
 町・字の区域は、現行のとおりとする。
 町・字名は

(1)富山市は現行のとおりとする。
 (2)大沢野町、大山町及び細入村は、旧町村名を冠さない。ただし、同一の町・字名は、地域住民の意向を尊重し調整する。

●協定項目22「地域審議会」について 大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、山田村及び細入村の区域ごとに地域審議会を設置する。

(3)八尾町、婦中町、山田村は、現行の大字の前にそれぞれ八尾町、婦中町及び山田を付した大字とする。

●協定項目21・4「市民生活関係事業の取扱い」について
 ・**地区センターの配置** 富山市は、現行のとおりとする。6町村は、小学校区ごとの配置を基本とし、各地域の事情も勘案の上、合併時までには調整する。

地方自治法第260条に規定する手続きについて

市町村の廃置分合及び境界変更の際し、旧町村の字の区域及び名称をそのまま新市町村の字の区域及び名称とする場合は、本条(地方自治法第260条)の手続きを要しない。(行政実例昭和30年3月30日)

(現行)	(新市)	(現行)	(新市)
上新川郡大沢野町高内	富山市高内	婦負郡八尾町福島	富山市八尾町福島
上新川郡大山町上滝	富山市上滝	婦負郡婦中町速星	富山市婦中町速星
婦負郡細入村楡原	富山市楡原	婦負郡山田村湯	富山市山田湯

新市建設計画

新市建設計画とは

新市建設計画とは、合併に際して合併協議会が作成するものであり、富山地域（富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、山田村、細入村）の7市町村合併後の新市を建設していくためのマスタープランとして、将来ビジョンや施策の方向性等を示し、まちづくりの基本的な指針となるものです。

計画策定の方針

計画の趣旨

新市建設計画は、構成市町村の实情に十分配慮するとともに、富山地域合併協議会発足にあたっての確認書等を尊重して、新市の建設を総合的かつ効果的に推進し、一体性の速やかな確立と新市全体の均衡ある発展が図れるよう施策の方向を示します。

計画の構成

新市の建設の基本方針、新市の建設の根幹となるべき事業に関する事項、公共的施設の統合整備に関する事項及び新市の財政計画を中心として構成します。

計画の期間

計画は長期的展望に立ったものとし、合併後、概ね10年間を期間とします。

第15回協議会で継続審議となりましたが、第6回市町村建設計画策定委員会できちんとまとめられ、第14回協議会に提起された新市建設計画(案)の概要を紹介いたします。なお、財政計画の修正は改めてお知らせします。

合併の必要性

日常生活圏の拡大と広域行政への対応

住民の日常生活圏や経済活動範囲が拡大しており、住民の行政ニーズも広域化、多様化、高度化しています。富山地域では、これまでも積極的に広域行政に取り組んできてきたところですが、より広域的、専門的な課題を総合的に解決する観点から、市町村合併により一体的なまちづくりを推進することが必要です。

地方分権への対応

地方分権一括法の施行に伴い、市町村は、個性的で活力のある地域づくりに取り組み、主体的に政策を立案し、質・量ともに高度な行政サービスを、より効率的に実行することが求められています。このため、市町村においては、専門的かつ高度な行政能力と政策実現のための行財政基盤の充実強化が必要となっています。

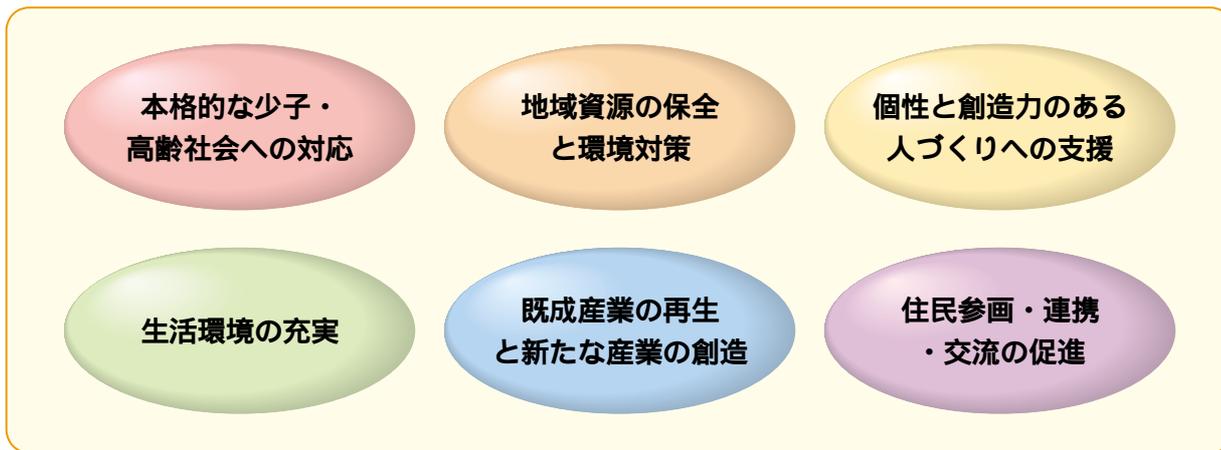
本格的な少子・高齢社会への対応

人口減少や高齢化の進行は、医療や福祉を中心とした市町村の行財政需要を増大させるとともに、少子化の進行により、税収の減少、小中学校の維持やコミュニティ機能の低下など様々な問題が懸念されます。このため市町村においては、行財政基盤を充実強化し、まちづくりを長期的、広域的な視点から考えていくことが必要です。

国・地方を通じた厳しい財政状況

国、地方を通じた財政状況は極めて厳しい状況となっています。富山地域においても、財政の硬直化が進むとともに、地方税収も伸び悩んでおり、今後の新たな行政需要への対応をはじめ、行政サービスの維持・向上を図るためには、より一層の効率的な行財政運営が求められています。

まちづくりの主要課題



新市の将来像・基本理念

新市の将来像

環境と創造のゆめ舞台

～あふれる活力と豊かな自然を支え合う躍動のまち～

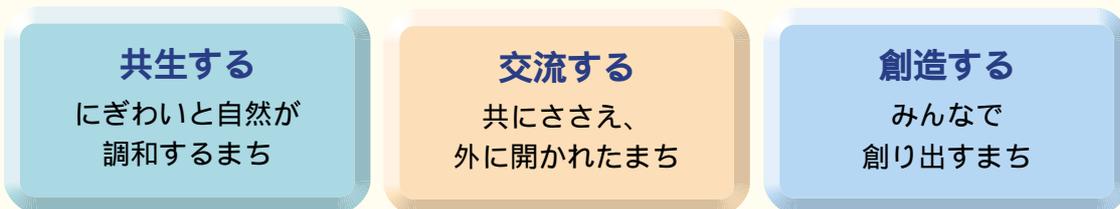
新市が将来にわたり、発展し続けるためには、海、中山間地域などからなる豊かな自然環境や歴史・文化、観光資源などの貴重な資産を大切にするとともに、それらを活用して新たな活力と魅力を創造し、様々な交流が活発なまちづくりを推進していくことが必要です。

また、合併によって新たに得られる人材や知恵などの地域力を最大限に活かし、産業の発展や福祉、環境、防災・防犯、まちづくりなど、新市民の暮らしのあらゆる舞台で、地域一体となって連携し、21世紀に躍動することが望まれます。

そのため、新市においては、地域が主体的に考え、行動することを基本としながら、「共生・交流・創造」のまちづくりを推進し、市民の夢や希望の実現を目指して、「環境と創造のゆめ舞台～あふれる活力と豊かな自然を支え合う躍動のまち～」を将来像とします。

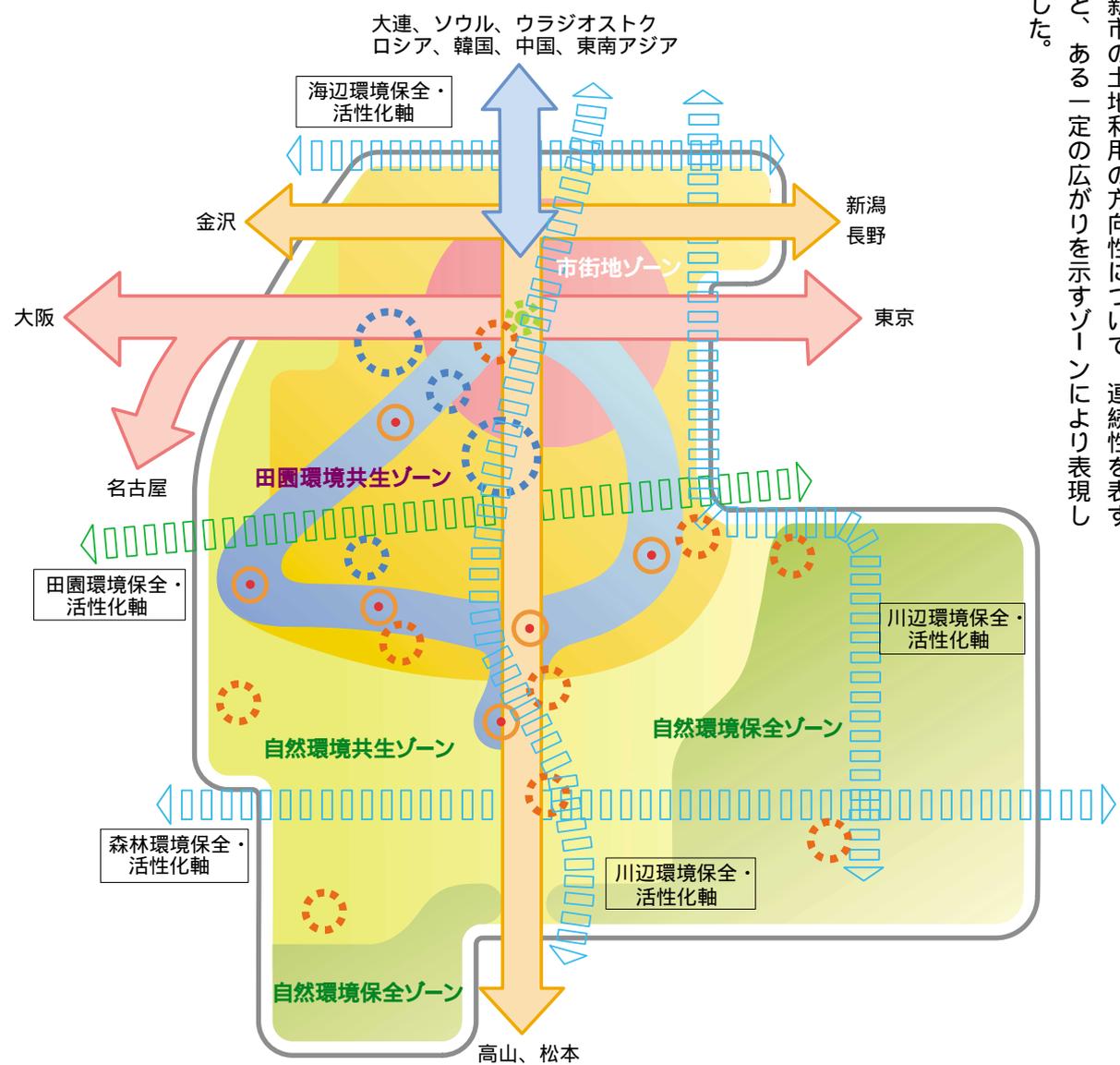
新市の基本理念

新市の将来構想を実現し、今後の施策を展開していくにあたり、新市のまちづくりを進める上でたえず念頭におくものとして、下記の事項をまちづくりの基本理念とします。



土地利用の方向性

新市の土地利用の方向性について、連続性を表す軸と、ある一定の広がりを示すゾーンにより表現しました。



<p>海辺環境保全・活性化軸 都市部・海岸部の環境整備と活性化</p>	<p>田園環境保全・活性化軸 田園環境の保全および農業の活性化と適正な土地利用誘導</p>	<p>川辺環境保全・活性化軸 神通川、常願寺川の保全と新たな魅力の創出と活用</p>	<p>森林環境保全・活性化軸 森林資源を保全し、ふれあい、学び空間の創出</p>
<p>軸整備・土地利用の考え方・方針</p>			
<p>新市内連携軸 新市内の広域拠点及び生活拠点を結び交通動線を強化し、様々な機能を連携・施設・資源の相互利用、円滑な地域間の交流を促進します。</p>			
<p>市街地ゾーン 都市環境の整備、特に新幹線の整備を踏まえ、中核市にふさわしい高次都市機能の再編・整備を進め、広域拠点としての利便性・快適性の確保や、中心市街地としてのにぎわいづくりを促進します。</p>			
<p>田園環境共生ゾーン 良好な田園環境・景観を保全しながら、農業振興を図るとともに、生活環境の充実を図るほか優良農地の保全と同時に適正な土地利用の誘導を図ります。</p>			
<p>自然環境共生ゾーン 豊かな自然を保全しつつ、自然とふれあい、心と体の健康を増進させる場として整備し、体験学習やレクリエーション活動を振興します。</p>			
<p>自然環境保全ゾーン 良好な自然環境を有する中部山岳国立公園などの地域は、水源涵養機能や優れた景観を有する貴重な自然環境として積極的な保全を図ります。</p>			
<p>国際交流軸 国際交流の玄関口として、新市と環日本海及び東南アジア諸国との交流・連携を促進します。</p>			
<p>国土連携軸 新市を東西に横断し、北陸と3大都市圏を結び観光、広域物流を見据えた交流・連携を促進します。</p>			
<p>広域連携軸 新市の骨格を形成し、冬期交通確保等を含め、整備充実を図り、「人」、「もの」、「情報」の交流・連携を促進します。</p>			
<p>地理的特性、土地利用特性 川下 海岸 都市 田園地帯 森林地帯 立山山麓・水源地域 川上</p>			
<p>広域拠点 日本海の中核都市としてふさわしい都市機能の充実を図る一方、生活拠点との連携を促進し、新市の利便性を向上させます。</p>			
<p>生活拠点 環境との共生に配慮しながら生活基盤の整備、魅力ある商店街の形成、既存施設の有効利用、伝統文化を育んできたまち並みの保全・活用を促進します。</p>			
<p>観光・交流拠点 地域資源の連携と再構築により新たな魅力を創出し、市民や来訪者の憩いや交流のネットワーク化を促進します。</p>			
<p>産業拠点 積極的な企業誘致活動、地域産業との連携、雇用促進を図ります。</p>			

地域の連携で支えあい、健やかに生きる健康福祉のまちづくり 【健康・福祉の充実】

思いやりと助け合いのある地域社会の育成

- 地域福祉活動の推進
- 人にやさしい環境づくりの推進

総合的なサービスの連携と充実

- 保健・医療・福祉の一体的な推進
- 障害者（児）福祉サービスの充実
- 高齢者福祉サービスの充実
- 要介護者等福祉の充実
- 社会参加と生きがいづくりの充実

安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの推進

- 少子化への対応
- 子育て環境の整備
- 健全育成の推進

誰もがいきいきと暮らせるまちづくりの推進

- 生涯健康づくりの充実
- 生活衛生の充実
- 地域医療体制の充実



暮らしを支える都市・生活基盤が充実したまちづくり 【生活環境の向上】

機能的な都市基盤の充実

- 広域拠点地域の都市機能整備
- 生活拠点地域の整備
- 広域交通ネットワークの構築

ITを活用した地域の魅力の充実

- 市民の満足度の向上
- 簡素で効率的な行政運営の実現
- 地域情報化の推進

人にやさしく、快適で安全なまちづくりの推進

- 適正な土地利用の推進
- 富山らしさを活かした景観の形成
- 公共交通機関の利便性向上
- 道路の整備
- 住宅・住環境等の整備
- 雪対策の推進
- 災害に強いまちづくりの推進
- 安全で安心できるまちづくりの推進



豊かな自然を保全・活用するまちづくり 【自然との共生】

共生を実感できる環境活動の推進

- 田園環境の保全と活用
- 森林環境の保全と活用
- 川辺環境の保全と活用
- 海辺環境の保全と活用
- 自然と出会うまちづくりの推進
- 地域の環境整備

循環型社会の構築

- 循環型まちづくりの基盤整備
- 廃棄物の減量とリサイクル
- 廃棄物の適正管理
- エネルギー対策の推進
- 地球環境問題への対応



新しい価値やしくみを創造するまちづくり 【産業の振興】

新しい時代にふさわしい産業の活性化

- 新たな産業の創出と育成
- 工業の活性化
- 商業・サービス業の活性化
- 地域産業の活性化
- 雇用・就労対策の充実

環境共生型産業の活性化

- 農林業の活性化
- 水産業の活性化

多様な観光資源の連携と再構築

- 観光・交流拠点の充実
- ホスピタリティの醸成
- 広域観光の推進
- 観光客誘致活動の強化と観光産業の活性化



新たな豊かさの発見と実現を可能にする教育・文化のまちづくり 【教育・文化の振興】

学校教育環境の充実

- 学校教育の充実
- 多様な地域資源を活かした体験学習の推進
- 家庭・地域・学校の連携

地域に開かれた教育と文化の振興

- 地域に開かれた教育の充実
- 高等教育機関等との連携強化
- 市民の芸術・伝統・文化活動の推進

創造力と生きがいを育むまちづくりの推進

- 生涯学習の推進
- スポーツ・レクリエーションの普及



市民が主体となって交流や連携を進めるまちづくり 【交流・連携・協働の促進】

様々な交流機会の創出

- 多様な地域間の交流の推進
- 都市間交流・国際交流の推進
- 市民主体の交流の推進

住民組織の育成・支援

- 市民主体のまちづくりの推進
- コミュニティ活動の促進
- 市民の自主的な活動への支援
- 男女共同参画社会の推進
- 活動拠点施設の整備



富山県事業の推進

(1) 新市における富山県との連携

新市が将来にわたり、魅力ある都市機能が集まる北陸の中核都市として発展していくため、富山県と緊密な連携を図り、富山県が主体となつて行う様々な事業の推進を要望していきます。

また、富山県市町村合併特例交付金等の財政支援措置を活用し、魅力ある地域づくりを推進します。

(2) 新市における主な富山県事業

1. 健康・福祉の充実

- 福祉マンパワーの養成・確保
- 県総合運動公園の有効活用
- 健康増進施設等のネットワーク化
- 県立中央病院等の充実



2. 生活環境の整備

- 北陸新幹線の建設促進
- 富山駅付近連続立体交差事業
- 富山空港の整備
- 港湾の整備
- 都市公園の整備
- 公共交通の活性化
- 下水道事業の推進



3. 道路交通網の整備

- 高規格幹線道路などの整備
- 地域の一体化を促進するための道路の計画的な整備

- 継続事業中の箇所の早期完成
- 地域内の生活道路の整備促進

4. 防災対策の推進

- 河川の整備
- 砂防事業
- 地すべり対策事業
- 雪崩対策事業



5. 豊かな自然環境の保全と創造

- 循環型社会の構築
- 自然保護思想の普及・啓発
- 歩道整備
- 公園利用拠点施設のバリアフリー化の促進
- ナチュラリストの養成

6. 農林漁業の振興

- 生産性の高い農業の振興
- 農業生産基盤の整備
- 林業構造改善事業
- 森林基幹道開設事業
- 栽培漁業の推進
- 漁港整備



7. 教育・文化の振興

- 小中高教育の連携強化・高等学校の再編
- ガラスの里構想の推進
- 各種文化施設の有効活用
- 恐竜足跡化石の保全と活用
- 伝統文化の伝承と地域振興への活用



主要指標の見通し

新市の主要指標推計（人口、世帯数、就業人口）の目標年次は、新市誕生から10年後（平成27年度）とします。

総人口の見通しは	411,000人
世帯数の見通しは	181,000世帯
就業人口の見通しは	202,000人

公共的施設の統合整備

公共的施設については、原則として現行のものを引き継ぐものとし、その統合整備を行うにあたっては、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう利便性に十分配慮するとともに、市民のニーズを反映し、効率的・計画的に進めていくことを基本とし、新たな公共的施設についても、事業効果や必要性を十分検討し、真に必要な施設の整備を図ります。

また、地域住民に身近な行政拠点として総合行政センター（仮称）を設置し、窓口サービスの向上や地域住民ニーズの把握と地域の活性化に努めます。さらに、小学校区単位にコミュニティセンターを配置することを基本とし、今後、市民ニーズや地域の事情等を勘案し、その整備を図ります。

財政計画

財政計画は、新市建設計画に定められた施策を実施していくための財政的裏付けとして、普通会計ベースで作成したものです。
 作成にあたっては、現行制度をもとに、合併協議会において確認された調整方針を踏まえ、過去の実績

績、今後の経済見通しなどを考慮し、新市として健全な財政運営を行うことを基本に、合併に伴うスケールメリットによる経費の節減や、国・県の財政支援などを反映させています。

歳入

地方税

現行制度を基本に今後の人口予測を踏まえて推計しています。また、調整方針に基づく税率変更等による影響額を見込んでいます。

地方交付税

現行制度に基づき、普通交付税における算定の特例（合併算定替）を用いて推計しています。また、合併特例債の元利償還金に係る交付税措置などの財政支援措置や、三位一体の改革による平成16年度影響額を見込んでいます。

国・県支出金

過去の実績を踏まえて推計した上で、合併市町村補助金などの財政支援措置を加えています。また、三位一体の改革による平成16年度影響額を見込んでいます。

地方債

通常の建設事業に伴う発行分に、新市建設計画の実施に伴う合併特例債の発行分を加えて見込んでいます。

その他

過去の実績の推移を踏まえ、調整方針に基づく影響額を見込んでいます。

歳出

人件費

合併後の退職者補充の抑制による職員数の削減や、合併による特別職等の減員による人件費削減効果を見込んでいます。

公債費

構成市町村の既借入債の償還予定額に、新市建設計画の実施に伴う合併特例債等の償還見込額を加えて見込んでいます。

投資的経費

新市建設計画の主要事業、及びその他の普通建設事業費を見込んでいます。

その他

過去の実績をもとに、今後の人口予測を踏まえて推計しています。

歳入

単位：億円

	平成17年度～平成21年度						平成22年度～平成26年度						10年間の合計
	17	18	19	20	21	累計	22	23	24	25	26	累計	
一般財源	1,041	1,042	1,040	1,037	1,041	5,201	1,038	1,046	1,047	1,044	1,042	5,217	10,417
うち地方税	657	645	645	645	645	3,238	646	645	643	641	640	3,215	6,453
うち地方交付税	277	290	288	286	289	1,429	285	295	297	296	296	1,470	2,898
国・県支出金	185	176	170	164	164	859	164	164	164	164	164	820	1,679
地方債	208	168	168	168	168	881	168	168	168	168	168	841	1,722
その他	220	219	219	219	218	1,095	217	217	217	217	217	1,087	2,181
歳入合計	1,654	1,605	1,597	1,588	1,591	8,035	1,588	1,597	1,597	1,594	1,593	7,969	16,004

歳出

単位：億円

	平成17年度～平成21年度						平成22年度～平成26年度						10年間の合計
	17	18	19	20	21	累計	22	23	24	25	26	累計	
義務的経費	644	667	672	663	666	3,312	662	671	669	665	657	3,323	6,635
うち人件費	301	307	314	304	300	1,525	291	296	289	286	277	1,439	2,965
うち公債費	208	223	218	216	220	1,085	222	223	226	221	219	1,110	2,196
投資的経費	347	330	317	323	324	1,640	331	330	332	333	340	1,665	3,306
その他	662	609	608	602	602	3,082	596	596	596	596	596	2,981	6,063
歳出合計	1,654	1,605	1,597	1,588	1,591	8,035	1,588	1,597	1,597	1,594	1,593	7,969	16,004

端数処理のため計があわない箇所があります。

この計画は普通会計ベースで推計しており、企業会計（上下水道事業、病院事業）及び一部の特別会計（農業集落排水事業等）は財政計画の対象ではありません。

市町村合併講演会 報告

開催日時 平成16年6月12日(土) 14時～15時30分

開催場所 富山第一ホテル 3階「飛鳥の間」

参加人数 約200人

内 容 演題 『地方分権の推進と市町村合併』

講師 望月 達史氏

(総務省自治行政局

合併推進課長)



【講演の概要】

全国で62%の市町村が法定協議会に参加しており、全部合併すると市町村数は

1,740前後になる。

日本の総人口が減少する以上に生産年齢人口が減少している。税収が減少し、高齢者福祉などの仕事は質、量ともに増えており、市町村の垣根を取り払い、お互いの知恵や財源、権限を使い合って有効に仕事を進める必要がある。

分権時代には、現体制で、「住民サービスに十分にえられるのか」常に問い直す必要がある。

合併特例債は、既存の継続的な事業で、一体性の確保や格差是正に役立つ事業に充て、財政の健全化と事業の進捗を図るといった使い方もある。

身近な役所が責任を持って、権限を持って、仕事をするのが、方向的にはあるべき姿である。そういう意味では、「中核市はその姿に一步近づく」という視点からも議論を深めていただきたい。

質疑応答

- Q. 財政問題を解決するためだけの市町村合併であっても困る。税源移譲も含めて、制度に見合った財源を移譲していただきたい。また、今後、地方交付税の段階補正の見直しはどうなっていくのか。

A. 国も地方も一緒に汗を流していこうというのが骨太の方針。財政問題も大きな問題ではあるが、地方分権や少子高齢化へ対応する市町村の体制づくりという観点で市町村合併を推進している。段階補正の縮小は、ゼロには出来ないが、引き続き取り組んでいく。小規模市町村の問題では、一部のサービス以外は県に事務処理を義務付ける特例的団体制度導入の検討も将来の課題である。市町村合併の最後の結論は地元の判断である。

- Q. 合併に際して、職員の人件費の割合が高くなった場合に指導は行っているか。

A. それぞれの合併協議会の中で、職員数の計画的な削減等を検討されていると思う。

- Q. 全国で合併議論をされているが、多くの借金を抱えている国が、本当に合併特例債の裏打ちができるのか。

A. 毎年の地方財政計画の中で合併特例債を配慮した財政措置を考えていく。既に法律で決まっている問題であるので、きちんと守って、国と地方の信頼関係を崩さないよう努める。



協議会や策定委員会の会議内容は、協議会ホームページで紹介しています。会議資料等を希望される方は、事務局までお気軽にお問い合わせください。

合併に関するご意見・ご質問があれば、事務局までご連絡ください。

富山地域合併協議会事務局

〒930-0858 富山市牛島町5番7号

TEL076-431-3422 FAX076-431-3423

ホームページアドレス <http://ww2.ctt.ne.jp/tgpi-01/>

Eメールアドレス tgpi-13@pe.ctt.ne.jp

再生紙と大豆油インキを使用し、環境にやさしい「水なし印刷」を採用しています。

